

# 行政ポータルサイトの整備方針

〔 2004 年（平成 16 年）3 月 31 日  
各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定 〕

「電子政府構築計画」（2003 年（平成 15 年）7 月 17 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、行政ポータルサイトの整備方針を次のとおり定める。

各府省は、本方針に沿って、行政情報の電子的提供、電子申請等受付に関わるシステムの利便性の向上及び効率的な整備を図り、インターネットによる行政情報の提供を充実するとともに、電子政府の総合窓口（以下「 $e-Gov$ 」という）を活用した手続のワンストップサービスを実施する。

## 1 行政情報の電子的提供

### （1）行政ポータルサイトの統一性等

$e-Gov$  と各府省のホームページとが有機的に連携し、政府全体として統一性があり、分かりやすい情報提供を行うため、次の取組を行う。

ア  $e-Gov$  及び各府省の本省庁ホームページについて、全府省が共通のカテゴリーを設け掲載する情報の見直しを行うとともに、政府全体として統一性があり、かつ、分かりやすく、利用しやすいものとするため、当該カテゴリーの画面上の表示位置の整合性及び提供情報の内容の充実を図る。

イ 総務省及び各府省は、 $e-Gov$  及び各府省のホームページについて、高齢者・障害者にも利用しやすいものとするため、ウェブコンテンツ（掲載情報）に関する日本工業規格（JIS）策定動向を踏まえ、必要な修正及び作成を行う。

ウ  $e-Gov$  において、国の行政機関及び独立行政法人のホームページへのリンクによる現行の案内に加え、地方公共団体、国会、裁判所等国の行政機関以外の機関、民間団体等が運営するホームページその他の情報提供系サイ

ト（データベースを含む。）へのリンクによる案内を、各機関の協力を得て行う。また、<sup>イーガブ</sup>e-Govで提供している手続案内情報のうち、国の行政機関以外の機関が扱う手続については、各機関がホームページに掲載する当該手続に関連する情報に、リンクによる案内を各機関の協力を得て行う。

エ 各府省は、<sup>イーガブ</sup>e-Govにおいて政府全体として体系的、一元的に提供している手続案内、組織・制度の概要及びパブリックコメント（意見募集及び結果公表）の各情報について、その内容の迅速な追加・更新を行うものとする。なお、上記の手続案内等3情報については、各府省のホームページから<sup>イーガブ</sup>e-Govへのリンクによる提供を行うものとする。

また、手続案内情報について、手続概要、提出時期等手続に直接関わる情報に加え、利用者にとって有益な関連情報が掲載されたページへのリンクによる案内の充実を図る。

オ 各府省は、部局ごと等に個別に機器を用意して国民等利用者に対する情報提供サイトを運営している場合は、関係する複数の情報システムに係る情報セキュリティ対策を包括的に行うとともに、運用管理業務の効率化を図るため、インターネット接続口の集約化を図る。

## （２）各府省が共通的に整備するデータベースシステム

各府省が共通的に整備する次のデータベースシステムについては、その提供手段の見直し、システムの集約化等を行い、効率化を図る。

### ア 各府省共通のデータベース

これまで各府省が共通的に整備してきたクリアリング（所在案内）システム、白書等データベース及び告示、通達等データベースについては、①情報システムの機能高度化、②ブロードバンド（超高速・高速インターネット接続サービス）の普及状況、③データ蓄積・更新状況等を踏まえ、既定の方針を見直し、個別のデータベースによる提供方法から、<sup>エイチティーエムエル</sup>H T M L（<sup>ハイパー</sup>Hyper Text Markup Language）形式等でホームページに掲載し、ホームページ検索を利用して検索ができる方法に切り替えるなど、より適切かつ効率的な提供

手段を用いることとする。

#### イ 行政文書ファイル管理簿及び個人情報ファイル簿の公表システム

各府省における行政文書ファイル管理簿及び個人情報ファイル簿の公表は、総務省が運用している総合行政文書ファイル管理システム及び総務省が整備する総合個人情報保護ファイル簿システム（仮称）をそれぞれ利用するものとし、府省ごとに公表システムの整備・運用を行わないものとする。

## 2 電子申請等

### （１）各府省の電子申請システムの見直し

ア 各府省は、その取り扱う申請・届出等手続について、①条約等に基づく特別なデータ形式の有無、②申請が一時期に大量集中する等各手続に関する特性等を踏まえ、汎用的なシステムにより処理可能な手続と個別の専用システムにより処理することが適当である手続に整理する。

イ 汎用的なシステムにより処理可能な手続については、国民等利用者の申請データの作成・送信、補正、取下げなど共通的に利用者に提供する機能及び申請様式の管理、形式チェック等各府省が共通に利用する機能を<sup>イーガブ</sup>e-Govに一元的に整備する（以下、<sup>イーガブ</sup>e-Govに整備する機能を「窓口システム」という。）。各府省は、窓口システムを利用し申請・届出等手続を処理することとし、これに伴い電子申請システムの必要な見直しを行う。

ウ 個別の専用システムで処理することが適当である手続については、その理由を含め、下記４に掲げる業務・システムの見直し方針において明らかにする。

### （２）<sup>イーガブ</sup>e-Govに整備する窓口システムの機能等

ア 窓口システムと各府省の審査等を行うシステムとの間における、申請データ、処理状況の更新情報、手数料の納付情報、処分結果の情報等のやり取りは、霞が関<sup>ワ</sup>WANを経由して行うものとする。

イ システムの利用を開始するための<sup>アイディー</sup> I D（利用者識別番号）、パスワードは求めないこととするなど利用方法を可能な限り簡素化する。また、高齢者・障害者も利用しやすいよう、ウェブコンテンツ（掲載情報）に関する日本工業規格（<sup>ジ</sup> I S）策定動向を踏まえたシステムの使いやすさ、分かりやすいエラーメッセージの表示、データ入力に関する形式チェックの内容等に留意する。

ウ 申請データのデータ形式は<sup>エックスエムエル</sup> X M L（<sup>エクステンシブル</sup> e<sup>マークアップ</sup> x<sup>ラン</sup> t<sup>ゲージ</sup> ensible Markup Language）を用い、構成管理情報、タグ等を統一するとともに、次の機能を整備する。

- （ア）同一の手続について複数の申請を一括して提出できる機能
- （イ）関連する手続について複数の申請を一括して提出できる機能
- （ウ）申請に対する処分結果等を通知する電子公文書に付与された官職署名及び添付された官職証明書を検証する機能
- （エ）代理申請を可能とするための機能

エ 添付書類については、国民等利用者が簡便に作成できるテキスト、<sup>エイチティーエムエル</sup> H T M L等の形式による提出を可能とする。

また、システム整備に当たっては、国民等利用者の要望、技術動向等を踏まえ、多様な<sup>オーエス</sup> O S、ブラウザ（ホームページ閲覧ソフト）、文書作成ソフトウェア等に対応できるよう留意する。

### （３）政府全体としての電子申請システムの利便性の向上

個別の専用システムとして存続する電子申請システムについても、上記（２）に掲げる取組に準じて、国民等利用者の利便性向上のための措置を講ずるよう努める。

### （４）関係機関等との連携

国民等利用者の端末利用環境や申請データの形式などの整合性が確保され、<sup>イーガブ</sup> e - G o v から独立行政法人、地方公共団体、国会、裁判所等国の行政機関以外の機関（以下「関係機関」という。）の電子申請システムにおける個々の手続画面への案内が可能となるよう、<sup>イーガブ</sup> e - G o v と連携する場合のインターフェースに関する仕様等必要な情報を提供する。

なお、当面は、関係機関が取り扱う手続の電子化状況等を踏まえ、<sup>イーガブ</sup>  
e-Govから当該手続を取り扱う電子申請システムに案内する。

また、<sup>イーガブ</sup>  
e-Govに整備する窓口システムの国民等利用者が電子申請等を効率的に行うことができるよう、<sup>イーガブ</sup>  
e-Govと国民等利用者との間のインターフェースに関する仕様を公開する。

### 3 電子政府利用支援センター

#### (1) 電子政府利用支援センターの役割・機能

<sup>イーガブ</sup>  
e-Govの機能の一つとして、電子政府利用支援センター（以下「センター」という。）を整備する。センターは、<sup>イーガブ</sup>  
e-Gov（窓口システムを含む。以下同じ。）の利用に関わる国民等利用者からの電話及び電子メールを中心とした相談・案内に対応する。

##### ア <sup>イーガブ</sup> e-Govの利用方法

<sup>イーガブ</sup>  
e-Govに関する利用方法についての問い合わせには対応するほか、個別の手続に関わる問い合わせについても、想定問答集（<sup>エフエーキュー</sup>  
FAQ）の範囲内で対応する。

##### イ <sup>イーガブ</sup> e-Govに関する意見、苦情、要望等

<sup>イーガブ</sup>  
e-Govに関する意見、苦情、要望等を受け付け、必要に応じて所管府省へ配信する。

##### ウ その他

<sup>イーガブ</sup>  
e-Gov以外の国の行政機関のホームページ及び電子申請システムに関する事項については、問い合わせ先を案内する。また、関係機関のホームページ及び電子申請システムに関する事項については、可能な範囲で問い合わせ先を案内する。

#### (2) 各府省の役割分担

ア 各府省は、センターの運用に関し、想定問答集（<sup>エフエーキュー</sup>  
FAQ）等の作成・維持管理、センターからの照会への対応等の必要な協力を行う。

イ センターが回答することができない問い合わせについては、センターが各府省に転送し、これを受けて、各府省が利用者に直接回答する。

ウ 各府省の電子申請システムに関する相談・案内の機能については、必要な見直しを行う。

#### 4 業務・システムの見直し方針の策定

行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務について、政府全体の最適化を図るため、本整備方針及び行政情報システム関係課長連絡会議における検討を踏まえ、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議の下、総務省が中心となって、2004年度（平成16年度）早期に業務・システムの見直し方針を策定する。